



項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
9	第1条の4第4項	・第四項で示されている当業者間のヘッジ取引は具体的にどのような取引を想定されているか。またこの取引を除外する理由はどのようなものか。 更にここでの「当業者」の範囲には、本規則第一条の六で規定されている「特定当業者」だけでなく、同様の業を行っている「特定委託者」も含まれるか。	確認の為。
10	第1条の4第4号ロ	・「商品市場における相場等」は、施行規則第1条の4第4号ロにて定義されていないが、令第29条第4号に規定する「商品市場における相場等」と同じ意味と考えてよいか。 ・「商品の売買取引に付随して」行っていると判断できる、判断基準を具体的に示して欲しい。	施行規則第1条の7第3号で「令第29条第4号に規定する「商品市場における相場等」と定義されているが、施行規則第1条の4第4号ロではその定義が不明な為。
11	第1条の6	・特定委託者であれば特定委託者として取扱う物品に制限はないか。 ・本条で掲げられる法人・団体等は主務官庁のホームページ等で具体的名称、住所の確認が可能か。	特に本条で掲げられる法人・団体等のうち、委託者保護基金・第二種業種で且つ商品投資販売業者というのは金商法での規定もなく、定義だけの判断が困難ではないかと思われるため。
12	第1条の6	地方公共団体は金商法では特定投資家であるが、本法では特定委託者ではないという理解でよいか。	確認の為。
13	第1条の6	「第1種金融商品取引業者や第2種金融商品取引業者のうち商品投資販売業者である者」以外の金融商品取引業者(投資助言・代理業、投資運用業を行う者等)は特定委託者にならないのか	確認の為。
14	第1条の6第2号	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは何か。金商法における「特殊法人、独立行政法人、農水産業共同組合貯金保険機構、金商法第63条第3項に規定する特例業務届出者」とは違う指定になるか。	確認の為。
15	第1条の6第3号及び4号	特定委託者の範囲として3号に金融商品取引業者とあるのは、第一条第一項第四号で定義されている金融商品取引業者という理解でよいか。	確認の為。
16	第1条の6第4号	第4号に掲げる「金融商品取引業者」は、第1条第1項第4号に規定される第一種金融商品取引業を行う者であるとの理解であるが、第1条の5に定める者として特定委託者に含めるべきであり、第1条の6第4号は削除すべきである。	第1条第1項により当該金融商品取引業者は「店頭商品デリバティブ取引につき高度の能力を有する者」とされるのであり、また実質としてもデリバティブ取引のプロなのであるから、一般顧客として取り扱うことができるようにする必要(法第197条の4第1項)はないと考えられる。
17	第1条の6第9号	法施行後において特定当業者または一般顧客として取引していた顧客が、増資により特定委託者の要件を満たした場合、法第百九十七条の三に基づく告知のうえ特定委託者として取引することが必要か。特定委託者として取り扱わずに、特定当業者として取引することは不可か。	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
18	第1条の6第9号	法施行後において特定委託者として取引していた顧客が他の特定委託者、特定当業者、一般顧客と合併し、特定委託者としての資本金額要件を満たしている場合、存続会社についてあらためて特定委託者としての告知が必要か。また存続会社が特定当業者または一般顧客であった場合、どうか。	顧客が合併した場合の対応をうかがいたいもの
19	第1条の6第9号	・「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、5億円以上であると見込まれる株式会社」とは、過去に5億円以上であることの確認ができており、当該法人より減資等を行ったという申出がなければ、取引の都度確認を要するものではないという主旨と考えてよいか。 (海外に設立されている法人であることは明確なので、本当にコメントに入れるかご検討ください。)	確認の為。
20	第1条の6第10号	外国法人とは、海外に設立されている法人の本邦における支店・法人をさすのか、あるいは海外に設立されている法人そのものを指すのか。	確認の為。
21	第1条の6第10号	海外にある外国法人に対して、日本から営業する場合は、当該外国の規制のもとで行われるため、本法の規制を受けないとの理解でよいか。 また、海外にある外国法人に対して、海外支店が営業する場合は本法規制対象外との認識でよいか。	確認の為。
23	第1条の6第10号	国内に所在する営業所(邦銀国内本支店等)が提供し勘定記帳する店頭商品デリバティブ取引について、海外支店が勧誘行為・契約条件の交渉・契約締結行為(注文の受注)を行う場合は本法の規制対象外という認識でよいか。	確認の為。
24	第1条の6第10号	前項に関連し、当該取引の契約主体となる国内に所在する銀行の営業所が一切関与しない場合と、個別取引について何らかの関与(契約条件の確定や当該取引に係る説明資料の個別作成等)をする場合とで判断が異なってくると考えられるか。	確認の為。
25	第1条の6第10号	前々項に関連し、海外で関与する主体が海外現地法人である場合と、国内拠点と同一法人格内の海外支店である場合によって判断に違いがあるか。	確認の為。
26	第1条の7	・「商品市場の相場等に係る変動その他の事業から合理的に判断」とあるが、判断主体は、商品先物取引業者であるとの理解でよいか。 また判断の基準として相関係数等を用いる必要があるのか。	確認の為。
27	第1条の7 (法197条の9)	・法197条の9第1項に関して、「当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行っているもの」であれば、商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結して1年経過していないもののみが本条	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		の対象とあってよいか。 ・当該法人から「業として行っている」との申出があればよいか。 ・「業としていない一般委託者」は、「特定委託者」としての取扱いの申出はできるが、「特定当業者」としての取扱いの申出はできないものとして取扱ってよいか。	
28	第1条の7	顧客が「業として行っている」物品の範囲の確認方法の例をご教示いただきたい。	確認の為。
29	第1条の7 第3項	・相関関係がある、と判断するときの確認事項は明示されるのか。「合理的な判断」について、判断事例等、確認方法の一例なりともお示し頂きたい。 ・(業として扱っている)取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか。(対象商品をどのように定めればよいか。)顧客へのヒアリングで足りるか。	・原資産及びその加工物に限らず、例えば、原資産の価格変動ヘッジとして当該顧客が申出たものは全て相関関係があるとみなして良いのか？
30	第1条の8	・特定当業者の認定要件「当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品先物取引契約を締結した日から起算して1年を経過」に関し、他社で1年以上前に商品先物取引契約を締結していた場合も含むのか。 ・特定当業者の要件である1年以上の取引経験を「合理的に判断」と規定した趣旨は、取引の状況や顧客の申告等をベースに合理的に取引経験が認められれば、必ずしも最初の商品先物取引契約を証する書面等は必要ない趣旨と考えてよいか。	確認の為。
31	第1条の8(法198条の7に関連)	業として売買等を行っている物品を取引対象とする最初の商品取引契約から経過した年数が1年未満の一般顧客が、特定当業者成りを申し出て、先物取引業者が承諾し特定当業者成りし、その後最初の取引契約から1年経った場合、自動的に特定当業者となるか。またその場合、1年経過して最初の取引時には、顧客が特定当業者である旨及び一般顧客成りできる旨を告知しなければならない、という理解でよいか。	確認の為。
32	第1条の8	告知を行って特定当業者として取引していた顧客と、業以外の商品に係るデリバティブ取引を始める場合、以後、当該顧客とは一般顧客として取引することになるのか。またその際、一般顧客として取引することになる旨の通知は必要か。	確認の為。
33	第1条の8	特定当業者とは顧客にかかる概念であり、個別取扱商品毎にかかる概念ではないという理解でよいか。 (例えば、特定当業者に業外の商品の取引勧誘及び締結を行うと、従来取扱の商品を含めて一般顧客扱いとなるという理解)	確認の為。
34	第1条の8	特定委託者(プロ)と特定当業者(プロ)で行為規制上の差異はない(業者が行為規制(第四章第二節の行為規制を除く)を履行する上では、特定委託者と特定当業者とを	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		区別して取り扱う場面はないという認識でよいか(法第二百二十条の四参照)。	
35	第80条第1項	・「商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則」(受託業務管理規則)は許可申請の添付書類として提出不要となったのか、又は施行規則第80条第1項第6号「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」に含まれるのか。	商品取引所法施行規則第80条第1項第18号「商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則」が許可申請添付書類から削除された為。
36	第80条第1項第5号	「役員」とはどこまでを指すか。	確認の為。
37	第80条第1項第5号	役員の住民票等を提出するのは、銀行法等でも規定がなく、組織が大きい会社では実質的に不可能である。また、当該先物取引業に従事しない役員の数が増え、役員に関わらず、全役員の名等を届け出るのは非常に不自然であり、作業負担も大きい。既に他の法令に基づく免許、登録等を受けている会社に限っては届出免除、若しくは担当役員のみ届出とし、さらに住民票等は不要としていただきたい。	事務負担軽減のため。
38	第80条第1項第6号、7号、8号及び第10号	・施行規則第80条第1項第6号、第7号、第8号及び第10号の各書面は個別の作成が必要か、或いはいわゆる業務方法書のように各号の記載事項を包含する一体の書面を作成(第7号及び第10号のように詳細記載が求められる場合は、各社が策定する個別の社内規程を添付)すれば足りるのか。	今後、金融商品取引法に基づく業務方法書によって内部管理体制を構築している金融商品取引業者の参入が見込まれる。業務方法書形態での許可・届出手続は効率的な業務運営に繋がると思われる為。
39	第80条第1項第7号	・「人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」は、各社が策定する「組織規程」「職務分掌・権限規定」「組織図に人員配置を記載した文書」といった書面を用意することで問題ないか。	商品取引所法の規定から文言の変更が行われているが、今後の適正な許可申請手続きを行う為。
40	第80条第1項第8号	①「商品又は商品指数」(施行規則第80条第1項第8号、及び、別表第4)の定義を教えてください。施行規則第109条第1項第10号に記載される「商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。)」と同じと考えてよいか。  「商品又は商品指数」が、「上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの」を含む概念であるとして、「上場商品構成物品」の定義を示して欲しい。  これに関連して、「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」(施行規則第101条	

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		<p>第1号)、「上場商品構成物品等(外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)(施行規則第103条第1項第9号)「上場商品構成物品又は上場商品指数」(別表第3)についても、それぞれの定義、違いを示して欲しい。</p> <p>「商品又は商品指数」と、「上場商品又は上場商品指数」(別表第2及び施行規則第49条)の違いについて説明して欲しい。</p> <p>・石油、原油、銅、アルミ、ポーキサイトやTOCOM, NYMEX, LMEといった具体例を用いて、これらの概念を説明して欲しい。</p>	
41	第80条第1項第9号	<p>・「内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面」について、指定された様式だけではなく、各社の自由な様式での代替を認めて頂きたい。</p>	<p>内部管理に関する業務は施行規則第80条第1項第7号「人的構成及び業務執行体制」に包含される事項も多く、別途様式を求められれば内容重複が生じる。また、様式指定がなければ、内部管理体制や苦情管理体制の詳細を社内規程で定め、変更の都度、改定した社内規程を届出すれば足り、業務効率化に繋がる為。</p>
42	第80条第1項第10号	<p>「電子情報処理組織」とは何を指すか。法に記載されている前書面等を顧客に提供するシステムを指すとの理解でよいか。</p>	<p>確認の為。</p>
43	第80条第1項第16号及び施行規則第82条第1項第6号	<p>・「兼業業務の概要」を許可申請添付書類から削除して頂きたい。</p>	<p>商品取引所法では、兼業業務の廃止を行う場合に2重の手続きが必要という不都合が生じている。兼業業務について開始、変更、廃止の場合は施行規則第83条の規定で届出すれば足りると思われる。また、施行規則第80条第1項第16号の様式第4号のフォーマットは、他に主業務を多数営む業者の新規参入を考慮した際に、記載が煩雑となり同様式は現実的ではない。</p>
44	第80条第1項第17号 第84条 第85条	<p>支配関係の報告に関し、第八十四条で規定されているような基準による判断をし報告することは、判断基準が金商法と平仄が取れているわけでもなく、また、子会社・関連会社が多く、規模の大きい会社では非常に困難。一定規模以上の会社に関しては、有価証券報告書で代用、さらに都度の報告は免除としていただきたい。</p>	<p>事務負担軽減のため。</p>
45	第80条第1項第17号 第84条 第85条	<p>支配関係の報告に関し、第八十四条で規定されているような基準による判断をし報告することは、判断基準が金商法と平仄が取れているわけでもなく、また、子会社・関連会社が多く、母体の大きい金融機関では非常に困難。銀行法等の基準に従って判断した子会社・関連会社を報告することで代用できないか。</p>	<p>事務負担軽減のため。</p>

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
46	第80条第1項第18号	・「法2条第22項第5号に掲げる行為」には、商品先物取引業の適用除外行為(特定店頭商品デリバティブ取引等)は含まれないことを明確にしたい。	現記載では、商品先物取引業者が法2条第22項第5号について営む商品先物取引業の適用除外行為についても記載が必要とも思える為。
47	第80条第2項 様式第6号2	商品先物取引業に関する個人の犯罪歴は、会社の中で起こったもの以外は個別申告以外に調査方法はないと思われるが、それでよいか。	確認の為。
48	第82条第2項第3号	役員の交代は把握が可能であるが、役員の住所の変更を把握することは組織母体が大きい会社では実質不可能。役員の住所変更の届出制度は一定規模以上の会社に限っては免除としていただきたい。	事務負担軽減のため。
49	第82条第2項第4号ハ	・「新たに法第2条第22項第5号に掲げる行為を業として行う場合」の「新たに」とは法第2条第22項第5号の内容を変更(取引の種類を変更した場合。例えば法第2条第14項第2号の業務(CFD)を行っていたものが、法第2条第14項第1号の業務(現物受渡を伴う店頭取引)を新たに行う場合。)も含むのか。	確認の為。
50	第84条第1項第1号	・実質的支配は、会社法施行規則第67条の実質的支配基準と平仄を合わせるべきであり、かつて業務に従事していた者が役員に含まれるかという点を判断基準にすべきではない。	かつて業務に従事していたかどうかを正確に把握することが困難であることも想定される為。
51	第90条の2	第九十条の八で、特定委託者成りしたものが一般顧客になった場合、一般顧客に戻る前の契約については特定委託者として扱う旨の規定があるが、本条で特定委託者が一般顧客成りした場合の規制等に関しても、一般顧客成り以前に契約したものに關する規制等は特定委託者として扱われるという理解でよいか。	確認の為。
52	第90条の7	特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限日を「一定の日」と定めた場合において、当該「一定の日(=期限日)」をはじめ特定委託者とみなす旨の「承諾日」とすると、次回期限日は則第90条の7第2項の規定により翌年の期限日の前日となると思われる。このような場合においては、法197条の5第2項本文の「承諾日から起算して1年を経過する日」の適用を受けるものとして取扱い、翌年の期限日までとしてよいか？	一定の日を設けた場合の運用について確認したいもの
53	第90条の7第1項	適切な方法とはHPでの掲載も可能か。	確認の為。
54	第90条の7第2項 第90条の19第2項	最も遅い日ということは当該一定の日が複数設定可能ということか。	確認の為。
55	第90条の8	業として取り扱っている商品に係る最初のデリバティブ取引契約を締結してから経過し	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		た期間が1年未満で、かつ、業として取り扱っている商品以外に係る商品デリバティブ取引がない顧客は特定当業者成りはできても、特定委託者成りはできないという理解でよいか。	
56	第90条の8第2項第1号	一般顧客から、初回契約後に特定委託者として取り扱う旨の申出を受け商品先物取引業者が承諾した場合、承諾前の契約又は規定に基づく行為は全て一般顧客としての対応が必要か。	本号では、特定委託者(又は特定当業者)が一般顧客として扱う旨の申出をした場合、期限日以前の契約については法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為が特定委託者として取り扱われるとの記載があるが、その逆の場合の対応が不明確のため。
57	第90条の8第2項第1号	「期限日以前に締結した」とあるのは、「期限日以前の特定委託者成りしていた期間に締結した」ということか。若しくは一律期限日以前に締結したものは全てか。	一般顧客がある商品取引契約を締結した後特定委託者成りし、期限日を迎え再び一般顧客に戻った場合、「期限日以前に締結した商品取引契約」に前述取引契約(一般顧客であった時点で行った契約)が入るのかをお伺いしたいもの。
58	第90条の8第2項第4号	法百九十七条の五第二項第六号と同意か。	確認の為。
59	第90条の16第3項	・相関関係がある、と判断するときの確認事項は明示されるのか。 ・「合理的な判断」について、お示し頂きたい。 ・(業として扱っている)取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか。(対象商品をどのように定めればよいか。)	・原資産及びその加工物に限らず、例えば、原資産の価格変動ヘッジとして当該顧客が申出たものは全て相関関係があるとみなして良いのか?確認の為。
60	第91条	営業所毎とは海外に関しては不要との認識でよいか。	確認の為。
61	第92条	法第二百条第三項に定める申請書の形式、並びに、申請書と第四項で定める履歴書との関係(違い)をご教示いただきたい。	記載に重複項目があるため。
62	第92条	法第二百条第三項第二号ハ及びニについて ①申請者本人記載の履歴書(同4項規定)による提出としていただきたい。 ②また、記載事項は所属業者とその業者所属における外務行為の有無(期間の記載に代えて。)とさせていただきたい。	①申請者の入社前の外務員履歴データを各協会員が管理することは不可能である為。 ②従事期間の記載を申請者に求めるのは、エビデンスのない中困難と史料。
63	第92条	住民票の写し等とは免許証・健康保険証のコピーや社員証等も可か。	確認の為。
64	第92条	知識及び経験を有することを証する書面は任意の様式なのか。	確認の為。
65	第92条	・営業店の行員は取引先よりニーズをうかがうまでに行い、顧客への商品説明及び約定は本部所管部署のみが行う体制をとる場合においても、営業店の行員は外務員登録が必要か。	外務員登録が必要である社員の範囲を伺いたい。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
66	第92条	<p>金商法では、外務員登録は国内に限るものであり、海外での営業行為には規制が適用されない。</p> <p>商先法についてもそのような理解でよいか。</p>	<p>金商法との整合性をとるため。</p>
67	第97条の3第1項第2号	<p>金商法上、取引所取引において取引所または清算機関に取引証拠金等の顧客資金が直ちに預託(直接預託)された場合、分別又は区分管理の目的は達せられたものと考えられ分別(区分)管理儀の対象から除外されるが、商品先物に係る証拠金に関しても同等の取扱いが許容されるか確認したい。</p>	<p>金商法との整合性をとるため。</p>
68	第98条の2第1項第2号2、第98条の3第1号及び第2号	<p>第九十八条の二第一項第二号二の規定は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業府令」という。)第四百四条の三第二項及び同第四百四十三条の二第三項の規定と同様に、1の基本契約書に基づき複数の種類の店頭デリバティブ取引が行われている場合に、管理すべき金額が重複して計算されることを避ける趣旨であるとの理解である。これに関連して以下の点を確認したい。</p> <p>① 第九十八条の三第一項第一号に基づく特定信託の要件は、金商業府令第四百四十一条第一項に基づく顧客分別金信託の要件及び同第四百四十三条の二第一項に基づく顧客区分管理信託の要件と比較し、第九十八条の三第一項第一号二の(1)、(2)、(4)及び(5)を除き、同一の要件が規定されている。したがって、店頭商品デリバティブについては、法令に則って委託者等ごとに特定信託必要額を計算した上で、金商業府令に基づく上記各信託への信託と合せて、一本の信託契約により合算して信託することを排除しないと考えているが、その理解でよいか(この場合、上記二に掲げる事項を信託契約に追加することを前提とする。)</p> <p>② 個人委託者等以外の委託者等との関係では、第九十八条の三第二号イから二に掲げるいずれかの措置を講じるべきとされており、そのうち口に信託契約の締結が規定されている。第九十八条の三第一号に基づく特定信託の要件を満たす信託に信託する場合であれば、第九十八条の三第二号ロに定める要件を満たすと考えてよいか。</p>	<p>本法の施行後は店頭デリバティブ取引に関連して業者が顧客の資産等につき、店頭デリバティブ取引の種類ごとにそれぞれ法第二百十条第二号に基づく分離保管等、金融商品取引法第四十三条の二に基づく分別保管及び同第四十三条の三に基づく区分保管を行う義務を負うことになる。しかし、取引実務において用いられている ISDA Master Agreement 及びその担保取引のために用いられる Credit Support Documents (Credit Support Annex など)の仕組み上は、取引全体を時価評価していずれの当事者が担保提供義務を負うか、負うとした場合その額はいくらかを算定することになっており、個別の取引に対応する担保というものは観念されず、その額を認識することもできない。そのため、各制度ごとに、実際に受け入れた担保の額全額を預託する必要があると業者にとって必要以上の預託を要求することになるため、金融商品取引法において所要の制度整備がなされたものであり、本法においても同趣旨かつ同様の運用が可能となることを確認したい。</p> <p>(②について)本法では、個人委託者等についてのみ特定信託の締結が要求されているが、金融商品取引法においては個人顧客以外の顧客についても顧客分別金信託及び／又は顧客区分管理信託への信託が必要となる。そのため、既に金融商品取引法に基づき両信託への信託を行っている非個人の顧客が委託者等となり、1の基本契約書に基づき取引を行う場合についても、両信託と同一の要件を満たす信託へ一括して信託することが可能であることを確認したい。これが認められなければ、個別の取引に対応する担保というものは観念されないことから、第九十八条の三第二号の措置を講じることができなくなってしまう。</p>

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
69	第98条の2第1項第2号ハ	分離すべき財産から控除できるものとして、店頭商品デリバティブ取引に関して、「委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であって決済を結了していないものに係る差損金」を規定しつつ、「委託者等の計算に属する金銭、有価証券等(中略)と相殺できるもの」に限定しているが、この限定はなくすべきである。	仮にこの限定が有るとすれば、例えば有価証券を質権の形式で担保に取っていた場合に、差損分を控除できないことになり不適切である。  本条文中で差損金を控除できることとしている趣旨は、取引を清算して顧客に財産を返還する場合も差損分は控除されるので、顧客保護の観点からも分離保管を求める必要性はないからであると考えられる。この趣旨は、顧客の差損金と相殺できない財産についても及ぶはずであるから、ここで除外する合理性はないと考える。  なお、顧客の差損金を控除できることとする一方で、顧客の差益分を追加すべき旨の規定がないが、顧客保護の観点からは追加が必要なのではないか。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令 第140条の3第1項前段参照。
70	第98条の2第2項	有価証券の時価を定める方法につき、各商品先物取引業者が公正かつ相当であると判断する方法であれば許容され、法令上特定の方法を指定することはないとの理解でよいか。	時価を算定する方法が明確ではないため、その方法を確認したい。
71	第98条の3第1項第2号ロ	個人委託者等以外の委託者等を相手とする場合の財産分離方法として信託勘定を設定する方法を規定しているが、この信託勘定を金融商品取引法に基づく顧客区分管理信託(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金商業府令)第141条第1項)や顧客分別金信託(金商業府令第143条の2第1項)と同じ信託勘定をこの目的に使うことが許容されるかどうかを確認させてほしい。	日本法上は根拠法令は異なるとはいえ、有価証券関連店頭デリバティブ取引であれ、通貨関連店頭デリバティブ取引であれ、あるいは店頭商品デリバティブ取引であれ、店頭デリバティブ取引はISDAマスター契約等の基本契約書を1つだけ締結してその下で行うのが市場慣行であり、担保も当該基本契約の下での取引全てのエクスポージャーを差し引き合算した上で、それに対して差入を行うのが通常である。 これを踏まえると、分別管理も1つの信託勘定を使うことができれば非常に事務上簡便であり、また、経済実態とも整合的であると考えられる。また、仮に1つの信託勘定を使うことを認めても、そこに十分な財産が分別されているのであれば、顧客保護の観点からも問題はないと考えられるので、そのような扱いを許容してほしい。
72	第100条の3第1項第3号イ	「商品取引契約の名称または通称」とは、具体的にどのようなものか。「店頭商品デリバティブ契約」とすれば足りるか。	確認の為。
73	第100条の6第1項第2号	約定した期間の開始時とは、約定時を指すのかそれとも計算期間開始日等を指すのか。	確認の為。
74	第101条第1号	・「上場商品構成物品又は上場商品指数の種類」とは、「上場商品構成物品」or「上場	確認のため。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		商品指数の種類」なのか、「上場商品構成物品の種類」or「上場商品指数の種類」なのか確認したい。	
75	第102条第1項第2号	・「非居住者である顧客」に加え、外国商品市場取引に限定して「居住者である顧客」も追記していただきたい。 また、「非居住者」が「外国商品市場取引」を行う場合は原則、法の適用範囲ではないことを確認したい。	非居住者からの商品市場取引及び外国商品市場取引における時差を考慮しての受託が認められているが、居住者が外国商品市場取引を行う場合にも時差を考慮する必要があるため。
76	第102条第1項第3号	・本条項で定める取引はいわゆる「ロスカット取引」に相当するが、ロスカット取引は委託者等の保護に繋がり、積極的に導入を促すべき取引形態なので、書面での同意は必要ないのではないか。	書面を要するとすることにより、ロスカット取引の導入が妨げられるおそれがある為。
77	第102条の2	・商品取引契約には個々の具体的取引を行う契約と継続的取引を行う為の契約(口座開設契約)が考えられるが、施行規則第102条の2本文の「商品取引契約」は口座開設契約を指し、第1号の「商品取引契約」は個々の具体的取引を行う契約を指すとの理解で問題ないか確認したい。 ・継続的取引関係にある顧客は不招請勧誘の禁止の例外として取り扱われるが、その要件「契約を締結している」の定義について確認したい。 ・施行規則第102条の2第2号について、店頭FX取引以外の市場FX取引や証券取引における契約が不招請勧誘の禁止の例外に該当しないこと及び、その理由を確認したい。	商品先物取引業者によっては、本人確認の観点から口座開設から一定期間が経過した委託者等の口座はクローズし、当該顧客が取引する場合はあらたに口座開設を行う仕組みとしている業者もあるが、その場合の一定期間経過した状態(口座クローズ状態)は、商品取引契約又は金融商品取引契約を締結している状態と考えていいのか確認したい。
78	第103条他	・「委託者等」と「顧客」の表記が混在していないか。 ・法第2条第22項の「委託者等」と施行規則での「委託者等」「顧客」の違いがあればその差異を提示して頂きたい。差異がなければ表現を統一して頂きたい。	
79	第103条第1項第7号	・顧客の定義に「以下、本条において同じ。」旨の記載を行っていただきたい。	第103条第1項第7号、第9号で「特定委託者及び特定当業者を除く。」旨の記載があるが、本号同様に特定委託者及び特定当業者と看做される者も含まれるべきと思われる為。
80	第103条第1項第7号	・本号により、決済の結了を表明した特定委託者及び特定当業者に対して引き続き取引を行う事を勧めることは禁止されていないものと思われるが、そのような理解でよいか。	確認のため。
81	第103条第1項第9号	・委託者が商品市場と外国商品市場で裁定取引を行っている場合や、外国商品市場での取引にも本号の両建て禁止の規制が適用されるのか。適用されるとするならば、外国商品市場取引の記載を削除して頂きたい。	外国商品市場において、両建てを規制する理由がない為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
82	第103条第1項第11号及び第25号	「商品市場における相場」は「商品市場における相場等」にすべきではないか。	令第29条第4号の「その他の商品の価格又は商品指数」が含まれていないが、これらや外国商品市場における相場等についても不正取引は禁止されるべきと思われる為。
83	第103条第1項第12号	・商品取引所の受託契約準則においては受渡報告書の作成が義務付けられているものの、商品取引所法では受渡に関し委託者への報告義務が課されていないが、本号の新設により、受渡報告書の作成が法的に義務付けられるものになったとの理解でいいか。 ・第103条第1項第16号では「金銭又は有価証券の受渡し」という文言が使用されているが、商品先物取引法において委託者等に対する金銭の授受も受渡に含まれるのか確認したい。	金融商品取引法では金銭の授受は原則「受渡」に該当するのに対し、商品先物取引法では第2条第3項第1号の商品(又は倉荷証券)の授受等が受渡に該当し、対価の授受は含まない取り扱いがなされているとも思われる為(第100条の5の受渡代金の記載、法定帳簿の記載ぶり等)。
84	第103条第1項第13号	・「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況での業務継続禁止規定の新設に関し、商品先物取引業者では社内的にシステム障害発生時の報告書作成等の対応が求められると考えるべきか。	確認のため
85	第103条第1項第18号	・店頭商品デリバティブ取引についてロスカット取引を行っていない場合、商品先物取引業の継続が禁止とされているが、店頭商品デリバティブ取引を継続することが禁止されるとすべきではないか。	不適切な行為を行った業務のみ、継続が禁止されれば足りるのではないか。
86	第103条第1項第20号	・実預託額が維持必要預託額に不足する場合とは、第103条第1項第18号のロスカット注文が発注されている事を前提として、ロスカット取引が約定せず不足状態となった場合を想定したものか。 ・一定の時刻に不足が生じたが、その後の相場変動で不足状態が解消された場合も一定の時刻に生じた不足額を預託させる必要があるのか確認したい。	確認のため。
87	第103条第1項第21号	・第103条第1項第2号との関係において、第103条第1項第21号イ及びロに掲げる事項を説明すれば特定取引を行う事はできると思われるが、結果として委託者に損失が生じた場合には、当該特定取引は第103条第1項第2号に基づき禁止行為となるのか。	確認のため。
88	第103条第1項第22号	・「特定委託者を除く。」とあるが、特定委託者と看做される者も除く旨、規定して頂きたい。	
89	第103条第1項第24号	・本号は「表示」した価格と委託者等に「提示」する価格に差異が生じることを禁止しているものか。 ・そうだとすれば、いわゆるスリッページが発生する事は委託者等の同意があったとし	確認のため

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		でも禁止されるのか。	
90	第103条第1項第25号	・商品先物取引業者は、不公正取引を監視した履歴を残す必要があるのか。	確認のため。
91	第103条第2項	・有価証券以外のその他の物も取引証拠金等に充てる事ができる旨、規定して頂きたい。 ・店頭商品デリバティブ取引において委託者等から有価証券や金銭の預託を受ける行為は、法第196条の兼業業務に該当するのか確認したい。	分離保管の対象として「金銭、有価証券その他の物」(第97条)が認められている。 金融商品取引法では金銭又は有価証券の預託を受けることは、店頭デリバティブ取引に含まれず、有価証券等管理業務に該当する為。
92	第103条第3項	・個人顧客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引においては充用価格が商品取引所の定める価額とされるとあるが、商品取引所(JCCH)が充用価格を公表していない場合や令第8条に該当しない有価証券は充用できないこととなるのか。 ・また、法人顧客を相手方とする店頭商品デリバティブ取引については、本項の適用がないか(充用価格は業者が自由に設定できるか。)	確認のため。
93	第103条の6第1項	顧客が内容を確認したことを証明する書類とは、顧客から確認書を徴求するということか。	確認のため
94	第104条第1項第8号	・損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合に「その旨」の記載が必要か。	第104条第7号では、第8号の場合が除かれている。また、第104条第10号ではその旨の記載がある。
95	第104条第1項第11号	本号に該当するものが無い場合は記載不要か。	確認の為。
96	第104条第1項第16号	決済方法は顧客によって区々であるが、決済方法まで記載する必要があるか。 具体的に「決済方法」とはどのようなことを記載すれば足りるか。	確認の為。
97	第104条第1項第16号	・「外国商品市場開設者の名称又は商号にあっては、翻訳して表示したものを含む。」旨の記載が必要ではないか。	第105条第1項第1号では「外国商品市場開設者の名称又は商号にあっては、翻訳して表示したものを含む。」旨、規定されている。
98	第104条第1項第18号	・「商品取引契約の終了」は本号でのみ使われているが、商品取引契約の結了とは異なるのか、同義であるならば結了を使用し、異なる場合は相違点を教えて頂きたい。	
99	第104条第1項第22号	内容と方法は具体的にはどのようなことを記載すれば足りるか。	確認の為。
100	第104条第2項	具体的にどのようなケースを想定しているか。また、こういったケースでも締結前書面	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		自体は交付することを要するか。	
101	第104条第2項	・一の商品先物取引業者が契約締結前交付書面を交付した場合の、他の商品先物取引業者の記載事項の省略について、一の商品先物取引業者が他の商品先物取引業者が記載すべき事項の全てを記載した場合は、記載の省略に留まらず、契約締結前交付書面の交付が不要となると考えてよいか。 また、第108条の2も同じ趣旨であるか。 ・代理についても省略を認めて頂きたい。	確認の為。
102	第108条	・商品取引員の実務では、商品取引所法第217条第1項に規定する書面として「委託のガイド」を利用しているが、契約締結前公布書面の要件を満たせば「委託のガイド」を利用する必要はないか。	確認の為。
103	第108条の2第1項	一の商品デリバティブ取引について二以上の～場合、とは具体的にどのような場合を想定しているか。顧客に以前誰かが説明をしていればいいということか。	銀行取引の場合は各行がそれぞれ説明する機会が多いため、どのような取引形態を想定されているのか伺うもの。
104	第109条第1項第1号、2号、9号	・「取引の種類」は法第11条第2項第13号口、法第102条第1項第5号に基づき商品取引所の業務規程又は定款で「現物先物取引」「オプション取引」と定められているが、この取引の種類と、法第220条及び第109条第1項第1号、2号、9号の取引の種類は同じか確認したい。 ・取引の種類が現物先物取引等を指すのであるならば、「成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの数量又は件数」(1号の場合)、「成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの対価の額又は約定価格等」として頂きたい。	実務上、売買報告書では「現物先物取引ごとの数量又は件数・対価の額」ではなく「成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの数量又は件数・対価の額」の記載が行われている為。
105	第109条第2項及び第109条の2第1項第2号	・「委託者等」は「委託者」とすべきではないか。	商品市場における取引及び外国商品市場取引について規定する他の箇所では「委託者」の文言が使用されている為。
106	第109条第2項	・一の商品先物取引業者が取引成立通知を出した場合は、代理の場合であっても他の商品先物取引業者の通知を不要として頂きたい。	
107	第109条第3項	どのような場合を想定しているか。 一の商品先物取引業者が通知した、という事実は、顧客より通知があったことだけを確認すれば良いか。	銀行取引の場合は、各行がそれぞれ自行の取引分を通知する機会が多いため、どのような取引形態を想定されているのかうかがうもの
108	第112条第3項	法第349条第3項及び第112条第3項で規定される特定店頭デリバティブ取引における損失補填の禁止について、事故確認又は事故報告の主体は商品先物取引業者だけに課されていることを確認したい。	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		商品先物取引業者が特定店頭デリバティブ取引を行い、事故が発生した場合には事故確認又は報告が必要となるが、商品先物取引業を行わない特定店頭デリバティブ取引業者は、損失補填が禁止されるものの事故が生じた際の手続きが要求されていないことを確認したい。	
109	第113条	・商品デリバティブ取引から、商品先物取引業に該当しない行為が除外される旨明記して頂きたい。	商品先物取引業者でない者は商品先物取引業に該当しない商品デリバティブ取引を行ったとしても帳簿作成義務がない。商品先物取引業に該当しない商品デリバティブ取引は規制の対象外という考え方をすれば、帳簿作成義務もなくてよいと考える。
110	第115条	・「商品市場における取引等」は「商品市場における取引等又は外国商品市場取引等」、「法第2条第16項」は「法第2条第22項」、「又は第3号に掲げるものに限る。」は「又は第3号(商品清算取引に類似する取引を除く。)に掲げるものに限る。」ではないか。	法第2条第16項は取引参加者の定義の為。また、商品市場における取引等と外国商品市場取引等を区分する必要がある為。
111	第116条第1項 様式第11号 第117条第1項第1号 様式第12号	様式第十一号の2.(2)及び様式第十二号の4.(2)の①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について  ①②③いずれも報告単位は「(取引)数量」となっている。数量は取引所取引の場合は枚数、OTCの場合は想定元本金額という理解でよいか。	確認の為。
112	第116条第1項 様式第11号 第117条第1項第1号 様式第12号	様式第十一号の2.(2)及び様式第十二号の4.(2)の①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について  「商品又は商品指数」、「取引の種類」は具体的にどのような項目を記載すればいいのか。	確認の為。
113	第116条第1項 様式第11号 第117条第1項第1号 様式第12号	様式第十一号の2.(2)及び様式第十二号の4.(2)の①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について  外貨は月末の外国為替レートにより邦貨換算することになっているが、換算レートは当局発表の報告省令レート、銀行の公示仲値のどちらを使用するのか。	確認の為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
114	第113条	商品取引業者が行う業対象外の商品デリバティブ取引(自己勘定の商品先物取引(銀行勘定で実施しているものを含む))に対する帳簿の作成は、(金商法と法文の書き方が異なるとしても)不要という理解でよいか。	確認の為。
115	第113条	金商法と同一名称の帳簿で保管期限が異なるものがあるので統一して欲しい。(注文伝票:金商法=7年、商先法=10年)	確認の為。
116	第113条、法222条	① 各種法定帳簿書類は、必ずしも独立した書類として作成・備置しなくても、既存の複数の帳票類を併せ読めば要件を満たす場合には、改めて作成する必要はないと考えて良いか。 ② システム対応に時間を要するケースが想定されるので、1年間の猶予期間を設けて欲しい。 ③ 商品先物取引法施行前に約定した案件については、同法が遡及して適用されることはなく、従ってこれらについては法定帳簿書類を作成する必要もないと考えて良いか。	確認の為。
117	第118条第2項第3号	・「合併又は分割後の会社の定款」は「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により商品先物取引業の全部若しくは一部を承継する法人の定款」とすべきではないか。	
118	第168条第3項	法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数については、複数の「商品」の組み合わせであると考えるが、法第352条の規定による公示に係る上場商品すべてについて届出済みであった場合、法第352条の規定による公示に係る上場商品指数以外の指数であれば、新たに取引を行う場合であっても、規則168条第3項に規定される変更届は不要と考えるが、その理解で正しいか。	確認の為。
119	第168条第3項	特定店頭商品デリバティブ取引業者が届出事項を変更する場合には事前の届け出を要求されているが、これに関して事後の届け出も認めていただきたい。	特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う場合、商品先物取引業と異なり許可は必要なく届出で足りるとされており(法349条第1項)、商品先物取引業よりも軽めの規制とされている。それにもかかわらず、届出事項を変更する際には事前の届け出を要求しており、事後でもよいとする商品先物取引業(法195条)とは逆転が生じている。 現状案からは、(特定店頭商品デリバティブ取引を行っていない支店についても)支店の住所や名称を変える場合は事前届け出が必要と考えられるが、支店の数が多い業者にとっては非常に煩雑である。 もし、法律上で事前の届け出を要求しているため、省令で変えるわけにはいかないということであれば、今後の法改正にて対応することをご検討いただきたい。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
120	第168条第3項	・「又は第4項各号」は「又は次項各号」の表記とすべきではないか。	「法第349条第4項各号」か「第168条第4項」どちらを指すのか明瞭でない為
121	第168条第4項	帳簿については特定店頭商品デリバティブ以外の原資産についても同時に作りこむことも可能か。	対象の原資産のみについての帳簿の作成が困難な場合が想定される為。
122	第168条第4項第1号	「取引の種類」とは具体的にどのようなことを記載すべきか。	確認の為。
123	第168条第4号、法第349条	① 第百六十八条第四号第一号に定める「取引の種類」とは、行う取引の種類を法第二条第十四項各号に掲げられた取引の区分にしたがって特定すれば足りるとの理解でよいか。例えば、「法第二条第十四項第一号から第三号に掲げる取引」というような記載で十分か。 ② 法第三百四十九条第一項第三号に定める「特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数」とは、具体的な取引所名や上場商品名を列挙して特定する必要があるとの理解でよいか。	特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出方法につき、具体的な記載事項を確認したい。
124	第170条の2第3号	・「代表者等の氏名」とは第103条の3第1項第9号の「代表者、代理人、使用にその他の従業員」の氏名を指し、事故に関係した部署の責任者の氏名で足りる事を確認したい。	特定店頭デリバティブ取引業者は大規模事業者なので、代表者の記名捺印が事故の都度必要となるのは現実的ではないと考える為。
125	第171条第2項	・特定店頭商品デリバティブ取引の帳簿書類の保存期間を3年乃至5年として頂きたい。	特定商品デリバティブ取引は、取引当事者の保護に欠けるおそれのない、又は高度の能力を有する者等との取引なので、帳簿保管期間について他の商品先物取引業の場合と平仄を合わせる必要はないと思われる為。
126	別表第4	法定帳簿の記載項目を見ると、自己取引についても記述が必要になるようにも思われる。 自己取引が業対象外であることから商品市場及び外国商品市場における委託・媒介を伴わない、自己勘定取引については法定帳簿は作成対象外という理解でよいか。	確認の為。
127	別表第4	帳簿は業に係るもののみ必要であるとの理解であるが、正しいか。そうであるならば、業の対象外である自己勘定の外国商品市場取引に係る帳簿は不要であると考えるので、記載上の注意五は削除いただきたい。また、商品先物取引業者が特定店頭デリバティブ取引を行った場合作成すべき帳簿は、別表四ではなく別表六の帳簿であると理解しているが、この理解で正しいか。	

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
128	別表第4 注文伝票	自己分の注文伝票について、電子執行端末から必要情報を抽出し、日々注文伝票を作成することはかまわないか。 その際、電話で発注する分は手書きとし、電子執行端末分と分けて管理することは可能か。	確認の為。
129	別表第4 注文伝票	以下を「記載上の注意」に明記していただきたい。 注文伝票の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもって帳簿書類とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。	金商法との整合性をとる為
130	別表第4 注文伝票	以下を「記載上の注意」に明記していただきたい。 帳簿書類の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。	金商法との整合性をとるため
131	別表第4 注文伝票 記載上の注意 11(6)	注文伝票の「電磁的記録により作成する場合」、受注と同時にシステム入力できなくても、手書きで注文伝票を作成したものを後々システムに入力さえしていれば紙で個別に注文伝票を作成する必要はないように読めるが、そのような考え方でよいか。 また、ここで言う「手書きで作成した注文伝票」は電子計算機に入力した後も「注文伝票」として保管等が必要となるか。	確認の為
132	別表第4 注文伝票 記載上の注意 3 及び 11(4)	「記載上の注意」の三では「受注日時及び約定日時については(略)受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。」となっているのに対し、電磁的記録により作成する場合(記載上の注意十一(4))では「日付及び時刻」と入力時刻の記録が必須となっている。受注・約定日時と同様に入力日時についても時刻の記載は不要とし、十一(4)「及び時刻」を削除していただきたい。	記載事項統一のため
133	別表第4 注文伝票	注文伝票の記載事項のうち受注日時および約定日時について、店頭デリバティブ取引においては受注と約定が同時に起こるため、約定日を一つ記載することで足りるとの理解でよいか。	確認の為
134	別表第4、第6	「商品デリバティブ取引受渡計算帳」「特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算書」は現物の受渡が発生する場合のみの作成で可という認識でよいか。	確認の為
135	別表第6	・「記載上の注意」三(5)「法2条第14項第4号及び第5号に掲げる取引については」の記載は不要ではないか。 ・受渡年月日に関し、例えば、船荷が到着するのは1ヶ月後だとしても、決済日をT+2とする取引で相手方と合意し、指図による占有移転を行った場合は、現実の引渡しな	商品取引所経由の受渡とは異なる為。

項番	該当箇所 (条項番号等)	意見	理由等
		くとも受渡が完了したとして、T+2を受渡日として問題ないか確認したい。	
136	様式第5号	・個社ごとに記載する方法だけではなく、一覧表形式の記載を認めるべきではないか。	本様式は許可申請時や他社支配時、変更時の都度必要となるが、今後、支配関係法人を多数保有する又は頻繁に変更する会社が商品先物取引業に参入した際に、本様式での届出は実務上困難が伴う為。
137	様式第9号	・許可番号の記載を求めるべきではないか。	商品先物取引仲介業者の標識(様式第13号)では許可番号の記載が求められている事との平仄を合わせるのが望ましいと思われる為。
138	様式第12号 4.(2)②	・「外国市場商品市場取引」は「外国商品市場取引」の誤記ではないか。	他の箇所では「外国商品市場取引」との文言が使用されている為。
139	様式第12号	中間決算月、年度決算月の報告については、決算調整反映後のものとし、翌々月の20日を提出期限として頂きたい。	現在、中間決算月、年度決算月についての決算調整反映前の貸借対照表を報告しておらず、日計表については翌々月20日を提出期限に決算調整反映後のものを報告しているため。
140	様式第12号(月次報告書「定期業務報告書」シート／「役員及び使用人の総数」)	①半期もしくは1年に一度の提出としていただきたい。 ②外務員数については、報告値から割愛していただきたい。	①月次で提出するのは他にも例がなく、作業負担を勘案、頻度を下げていただきたい。 ②外務員は、役員・使用人の別も含め協会に登録しているため。
141	法第2条第23項	商品先物取引業者が、いわゆる大規模顧客(令第一条第一項に掲げる者又は資本金10億円以上の株式会社)に対して店頭商品デリバティブ取引を行う場合には、商品取引業に該当しないため、外務員登録されていない者が勧誘・販売行為を行ったとしても、商品先物取引法違反には該当しないものと理解して良いか。	確認の為。
142	法第2条第26項	「取引対象商品である物品またはこれに関連する物品等の売買を業として行っている法人。」には、取引対象商品等をそのまま売買している法人だけでなく、物品等を仕入れ、加工したうえで販売している製造業者等も含まれるものと解釈して良いか。	確認の為。
143	法第198条	標識の材質等について特に制限はあるか？アクリル板に要記載事項が印字された紙を挟み込むという形であっても問題ないか。	確認の為。
144	法第220条の3	勧誘方針の策定・公表については、既存の金融商品取引法にかかる勧誘方針に「商品先物取引法...その他各種法令等を遵守し」という文言を加えるだけで良いか。	確認の為。

以上